

基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱（案）の骨子

1 趣 旨

県では、静岡県盛土等の規制に関する条例の制定を目指し、条例案を取りまとめたところ
です。

条例では、盛土等が行われる土地における環境汚染の拡散防止を目的として、新たに盛
土等に用いられる土砂等が満たすべき環境上の基準（土砂基準）を定め（条例第7条）、土
砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等を行ってはいけないことを規定しています。（条
例第8条）

ただし、法令により認められた処理施設で行われる盛土等のほか、盛土等に使用する土
砂等が、自然由来の基準不適合土砂等である場合は、同一事業区域内で採取された土砂等
のみを用いてその事業区域内に限って行われる盛土等で、かつ、土壤汚染対策法の基準等
に従って基準不適合土砂等の影響を周囲に拡散させない措置（生活環境保全措置）を適切
に実施するものであれば、本条例の規定の趣旨に反しないと考えることから、適用除外の
規定を設けています。（条例第8条第1項ただし書及び第3号）

本要綱は、適用除外の条件となる生活環境保全措置及び当該措置を知事が適切と認める
基準について、その具体的内容を定めるものです。

2 要綱の対象となる土砂等

○この要綱の対象となる土砂等は、土砂基準に適合しない土砂等であって、かつ、土砂基準
に適合しない状態が専ら自然に由来するものと認められる土砂等とします。

3 生活環境の保全上の支障を防止するための措置（生活環境保全措置）

- 土砂基準に適合しない土砂等による周辺の土地の土壤及び地下水の汚染を防止する措置
（汚染拡散防止措置）をとらなければならないこととします。
- 具体的な生活環境保全措置について、次のいずれかに該当するものと定めます。
 - ・土壤汚染対策法において「汚染の除去等の措置」として認められている措置
 - ・「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への対応マニュアル（暫定版）」
（以下、「国土交通省マニュアル」という。）に定める措置
 - ・土壤汚染対策法の「自然由来等土壤構造物利用施設」に係る基準を満たす措置

4 生活環境保全措置を知事が適切と認める基準

- 土壤汚染対策法及び国土交通省マニュアルに定める方法により、調査及びリスク評価を行
い、必要な汚染拡散防止措置が講じられていることを確認します。
- 生活環境保全措置は、環境汚染の拡散防止のため、土地の造成その他の事業の実施に係る
許認可等の手続きにおいて認められた事業の区域において採取された土砂等のみを用い
て、当該事業の区域において行われるものに限定します。

5 生活環境保全措置の確認の方法

- 土砂基準に適合しない土砂等の盛土等を行う事業者は、盛土等の位置及び面積、土砂基準
に適合しない土砂等の状況、措置の内容、措置完了後の盛土等区域の管理方法、地下水等
モニタリングの方法及び期間等を記載した書類を知事に提出することとします。
- 知事は、生活環境保全措置として適切と認めるときは、その内容を確認した旨を事業者
に通知することとします。

6 施行期日

令和4年7月1日（新条例施行日と同日）